

青梅市公共工事の前払金取扱要綱

1 趣旨

青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号。以下「規則」という。）第53条に規定する公共工事の前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

2 前金払の対象

規則第53条第1項に規定する前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「工事」という。）とする。

3 前金払の率

規則第53条第1項に規定する前金払の率は、契約金額の10分の3（土木工事、建築工事および設備工事については、10分の4）以内とする。

4 前金払の制限

(1) 第2項の規定により前金払の対象とされる工事であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める場合は、前払金の全部または一部を支払うことができる。

ア 契約金額が200万円以下の工事

イ 支給材料を支給する工事で契約金額に支給材の額を加えた額の10分の4以上の材料を支給するもの

(2) 前号に定める場合のほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、または前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部または一部を支払わないことができる。

5 前払金の端数整理

前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 前金払の対象、率等の明示

前金払の対象とされる工事、前金払の率等については、入札条件または見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

7 前払金に関する契約条項

前払金を支払うこととなる工事の請負契約書には、次に掲げる事項について、規定するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払または返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金の用途制限に関すること。
- (6) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (7) その他必要な事項

8 前払金の請求手続等

- (1) 前払金の請求に当たっては、契約締結後、保証事業会社と当該契約期限を保証期限とする前払金保証契約を締結させ、その保証書および写し1通を市長に提出させるものとする。
- (2) 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。
- (3) 第1号の保証書は会計管理者が、保証書写しは工事担当課長が保管するものとする。

9 契約金額の変更に伴う前払金の追加払または返還

- (1) 規則第53条第3項の規定により前払金を追加払し、または返還させる場合における前払金の額は、次に定めるところによるものとする。

ア 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額の10分の3（土木工事、建築工事および設備工事については、10分の4。また、当初の前払金の支給率が10分の3（土木工事、建築工事および設備工事については、10分の4）を下回るときは、その率とする。以下イにおいて同じ。）に相当する額（10万円未満の端数は、切り捨てる。以下イにおいて同じ。）から支払済の前払金の額の差し引いて得た額

イ 契約金額を減額した場合 支払済の前払金の額から減額後の契約金額の10分の3（土木工事、建築工事および設備工事については、10分の4）に相当する額を差し引いた額

- (2) 規則第53条第3項の規定により前払金を追加払するときは、当

該契約の日以後次項の規定により保証契約変更後の保証書を市長に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。

- (3) 規則第53条第3項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から30日以内に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。以下「遅延利息の割合」という。）を乗じて得た額を遅延利息として徴収するものとする。
- (4) 規則第53条第3項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他市長が必要がないと認めるときは、前払金を追加払せず、または返還させないことができる。

10 保証契約の変更

- (1) 規則第53条第3項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証書を市長に提出させるものとする。
- (2) 既定の工期が延長または短縮された場合には、市長が保証契約を変更する必要がないと認める場合を除き保証事業会社に対して、速やかに工期の変更を通知するものとする。
- (3) 規則第53条第3項の規定により前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証書を市長に提出させるものとする。

11 前払金を支払った場合の部分払の限度額

前払金を支払った工事について部分払をするときは、規則第55条第2項の規定にもとづき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}} - \text{既部分払額累計額}$$

12 前払金の使途制限

前払金は、当該前払金にかかる工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

13 保証契約が解約された場合等における前払金の返還

(1) 規則第53条第4項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、すでに支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いて得た額を返還させるものとする。

(2) 規則第53条第4項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に遅延利息の割合を乗じて得た額を利息として徴収するものとする。

14 2年度以上にわたる工事の前金払

(1) 2年度以上にわたる工事であっても、前払金は、契約金額の10分の3（土木工事、建築工事および設備工事については、10分の4）に相当する額を支払うものとする。この場合において、すでに支払った前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

(2) 前号後段の定めは、事後繰越しその他により次年度に繰り越される工事にかかる前払金についても適用する。

15 債務負担行為を伴う工事の特例

債務負担行為を伴う工事であるため、第4項第2号の規定により前払金の全部または一部を支払うことができなかつた場合において市長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができる。

16 適用期日

この要綱は、昭和49年12月25日から適用する。

17 旧要綱の廃止

土木建築工事の前払金制度に関する取扱要綱（昭和44年8月1日市長決裁）は、廃止する。

18 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、昭和51年4月1日から適用する。

- (2) この要綱の一部改正は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成 1 3 年 4 月 1 日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成 1 4 年 4 月 1 日から実施する。
- (6) この要綱の一部改正は、平成 1 5 年 7 月 1 5 日から実施する。
- (7) この要綱の一部改正は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。
- (8) この要綱の一部改正は、平成 1 9 年 4 月 1 日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、実施日において現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、改正後の青梅市公共工事の前払金取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (9) この要綱の一部改正は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。
- (10) この要綱の一部改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。
- (11) この要綱の一部改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。
- (12) この要綱の一部改正は、令和 6 年 8 月 1 5 日から実施する。
- (13) この要綱の一部改正は、令和 8 年 1 月 1 日から実施する。ただし、改正後の規定は、同日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前において行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約で同日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。